

# ○那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

〔平成 5 年 4 月 1 日〕  
〔 条 例 第 4 号 〕

改正 平成 7 年 10 月 11 日 条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 143 条第 15 項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における同条第 1 項第 5 号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第 2 条 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙においては、候補者は、第 5 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第 4 条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、489 円 50 銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 27 万 2,435 円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第 5 条 第 2 条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額とする。

(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年10月11日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。